

「眼科医療政策推進議員連盟」総会 次第

平成 27 年 11 月 12 日（木）16 時～17 時

自民党本部 101 号室

司会：井上 信治 事務局長

○ 開 会

○ 挨 拶

田村 憲久 会長

高野 繁 公益社団法人 日本眼科医会会長

○ 他のご出席者の紹介

○ 議 題

1. 日本眼科医会からの要望聴取

2. 日本眼科学会からの要望聴取

3. 厚生労働省より説明

4. 質疑応答

○ 閉 会

【ご出席者】

公益社団法人 日本眼科医会

会長 高野 繁 様
副会長 福下 公子 様
常任理事 神鳥 高世 様
事務局 高須賀 重信 様

副会長 白井 正一郎 様
副会長 山岸 直矢 様
顧問 三宅 謙作 様
事務局 柴田 扶左子 様

公益財団法人 日本眼科学会

社会保険委員
日本医科大学付属病院
眼科主任教授 高橋 浩 様

社会保険委員
東邦大学医療センター大森病院
眼科主任教授 堀 裕一 様

公益社団法人 日本視能訓練士協会

会長 臼井 千恵 様
常務理事 南雲 幹 様

常務理事 大沼 学 様

一般社団法人 日本眼科医療機器協会

副会長 山村 義昭 様
委員長 田村 誠 様
事務局 加藤 憲 様

理事 田中 吉修 様
事務局長 松本 吉弘 様

一般社団法人 日本眼科用剤協会

副会長 園山 勉 様

運営委員長 青山 晴人 様

一般社団法人 日本コンタクトレンズ協会

会長補佐 山田 義治 様

事務局長 松見 明 様

【厚生労働省】

保険局 局長 唐澤 剛 様
医療課長 宮寄 雅則
医療課保険医療企画調査室長 三浦 明 様
大臣官房 参事官（医療機器・再生医療等製品審査管理担当）
磯部 総一郎 様

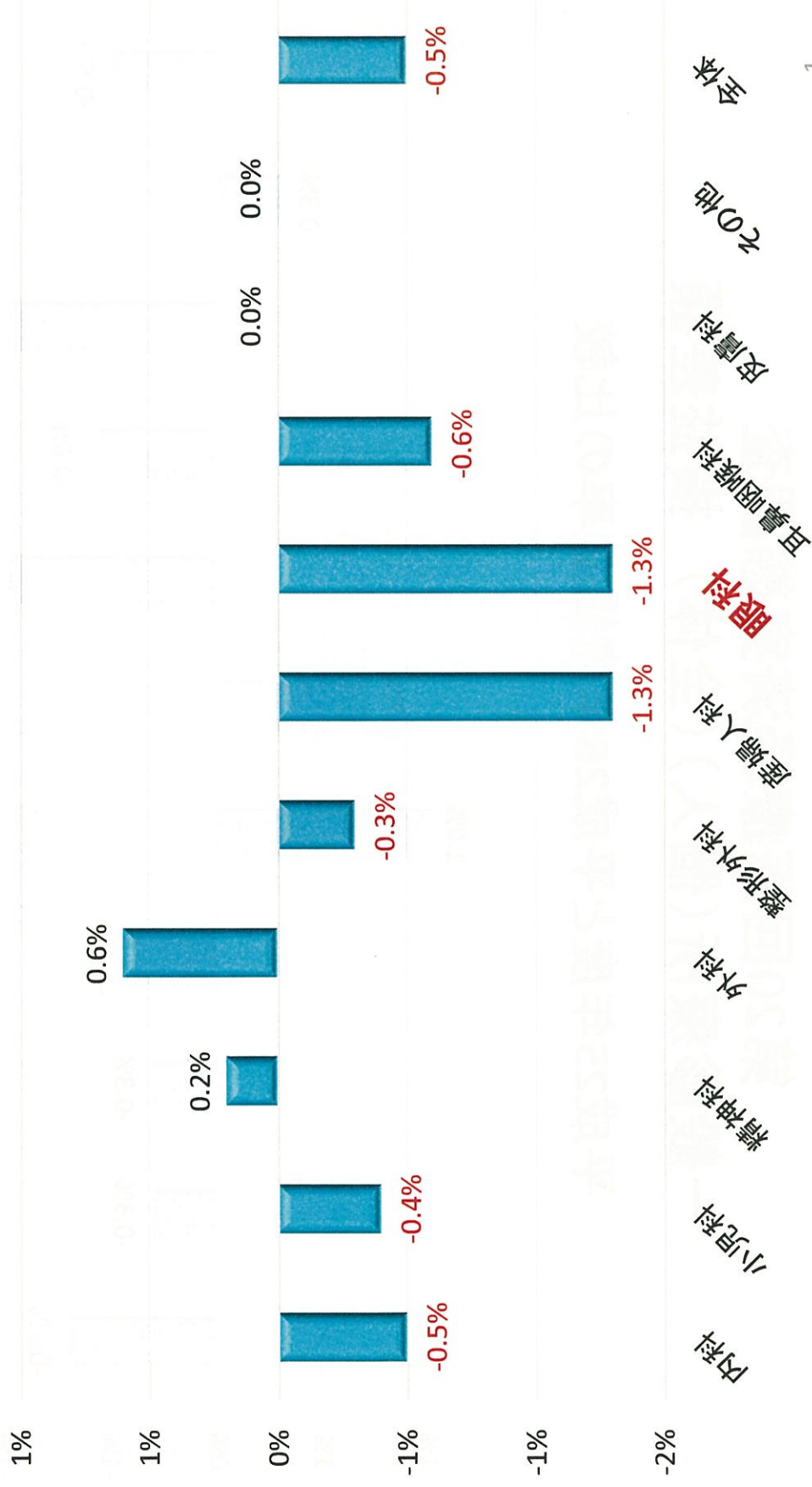
平成28年度診療報酬改定における要望

- ① 主要な眼科学的検査点数の削減と
包括化の阻止について
- ② 水晶体再建術（白内障手術）の適正
評価について

第20回医療経済実態調査

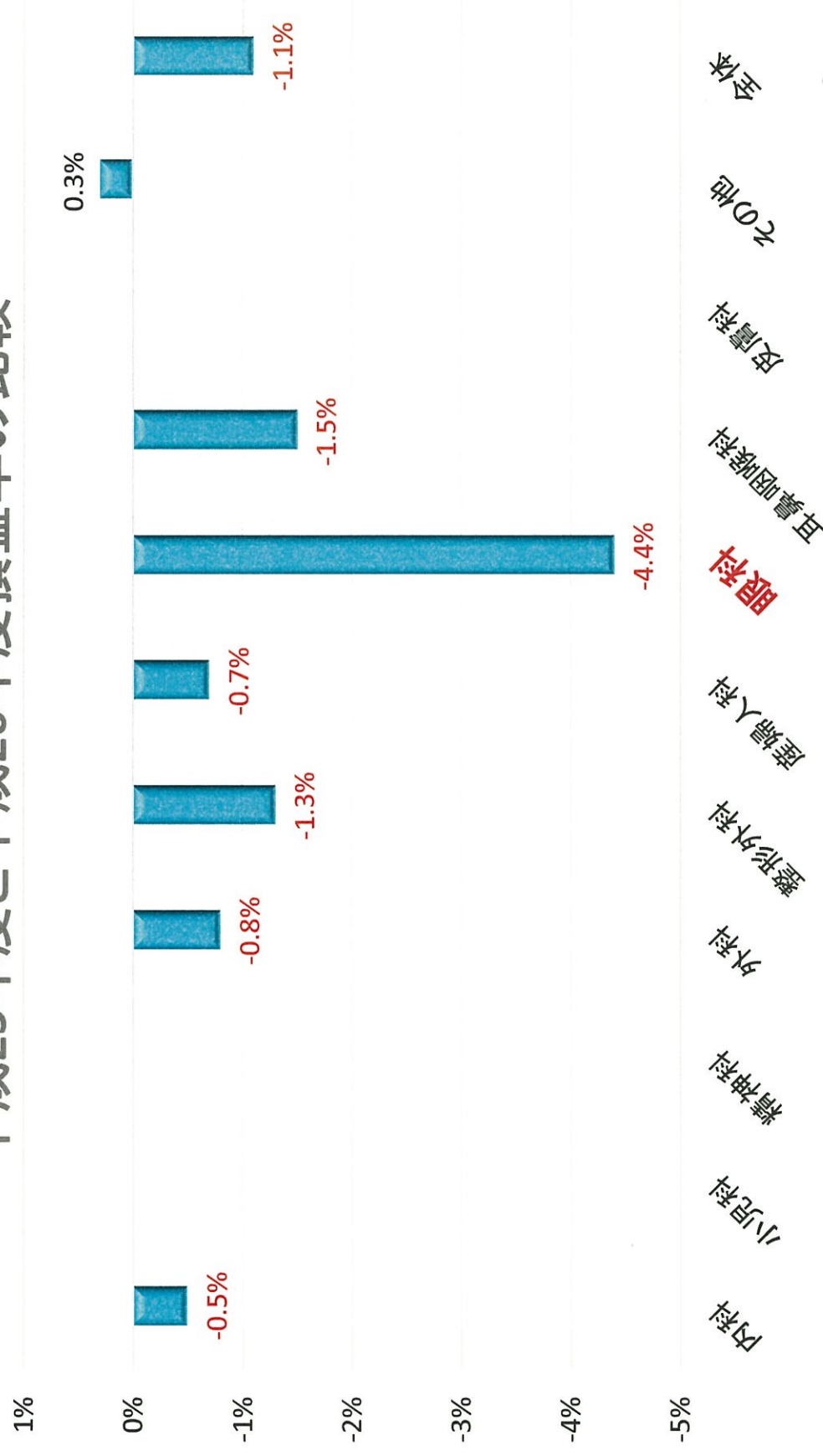
一般診療所(医療法人)(全体) 損益差額

平成25年度と平成26年度損益率の比較



第20回医療経済実態調査 一般診療所(全体)(入院診療収益あり) 損益差額

平成25年度と平成26年度損益率の比較



眼科学的検査について

- 眼科診療では、目的や手技の異なる諸検査を様々な症状や疾病に対して選択して行っている。(参考資料)
- 眼科医は患者の背景、症状に応じて必要な検査を選択して実施し診断をつける。
- 同一の病名であっても、疾患には軽症から重症まで様々な病態があり、必要とされる検査の種類や回数は一異なり、症例によって差が出るのは当然である。
- それぞれの検査が目的も手技も異なるにも関わらず、それらが同一日に算定されているとただけの理由で包括化にすることは合理的ではない。
- 包括点数が適用されると軽症例には不必要な診療費用を支払うことになる。
- 一方で、重症例には多くの検査が必要であり、包括点数では重症例の診療への評価が十分となる。包括化されれば重症例が多くなるほど、医療機関の経営を圧迫し、真摯に重症例に対して診療を行っている医療機関では不利益が生じる構造となる。
- そのような医療の構造は、結果的に重い眼疾患を持つ患者にとっては不利益となる。
- 地域の実情、医療機関の特性、個々の患者の病態などに適切に配慮する事は包括払い制度では困難であり、包括化を実施することにより予期せぬ弊害が生じかねない

参 考 資 料

1) D263 矯正視力検査：

視機能を表す最も基本的な自覚的検査である。前眼部・中間透光体・眼底・中枢にいたるまで、視路のどこに異常があっても視力は障害されるので、視力障害を引き起こすあらゆる疾患で検査が行われる。視力検査をしてはじめて視力障害に気づく患者が後を絶たず、眼科学的に重要な検査である。



試視力表

2) D264 精密眼圧測定：

日本における失明原因の第一位は緑内障であり、眼圧を測定して緑内障の早期発見や診断に役立てるとともに、緑内障の治療は眼圧を指標として行われるので、緑内障患者の受診時には必ず測定される。また、緑内障の早期には自覚症状に乏しく、しかも眼圧は変動しており、一回の眼圧測定で緑内障を否定することはできないため、緑内障の早期発見には定期的な眼圧測定が必要で、早期診断・早期治療を行うことで、失明の防止につながる。



眼圧測定器

3) D255 精密眼底検査：

眼底疾患に際して、電気検眼鏡を用いて精密に検査される。眼底疾患には、失明原因の上位を占める糖尿病網膜症、加齢黄斑変性、変性近視、網膜色素変性症など多数の疾患があり、眼底疾患の疑われる患者では必ず検査される。また、眼科的疾患のみならず、全身疾患の診断、治療効果の判定等にも眼底検査は重要な情報を与えてくれる。



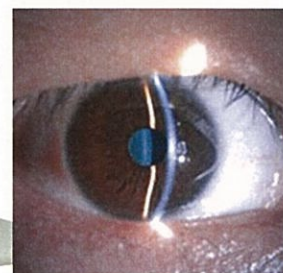
カラー眼底写真

4) D273 細隙灯顕微鏡検査（前眼部）：

前眼部を細隙灯顕微鏡を用いて拡大して詳細に観察する。拡大率は25倍から40倍にもおよび、肉眼では観察できない微細な病変を観察し、診断に役立て、毎回受診ごとに観察して治療を行っていく。高齢化社会を迎え、白内障は高齢者では必発であるが、その診断、経過観察には細隙灯顕微鏡検査が用いられる。

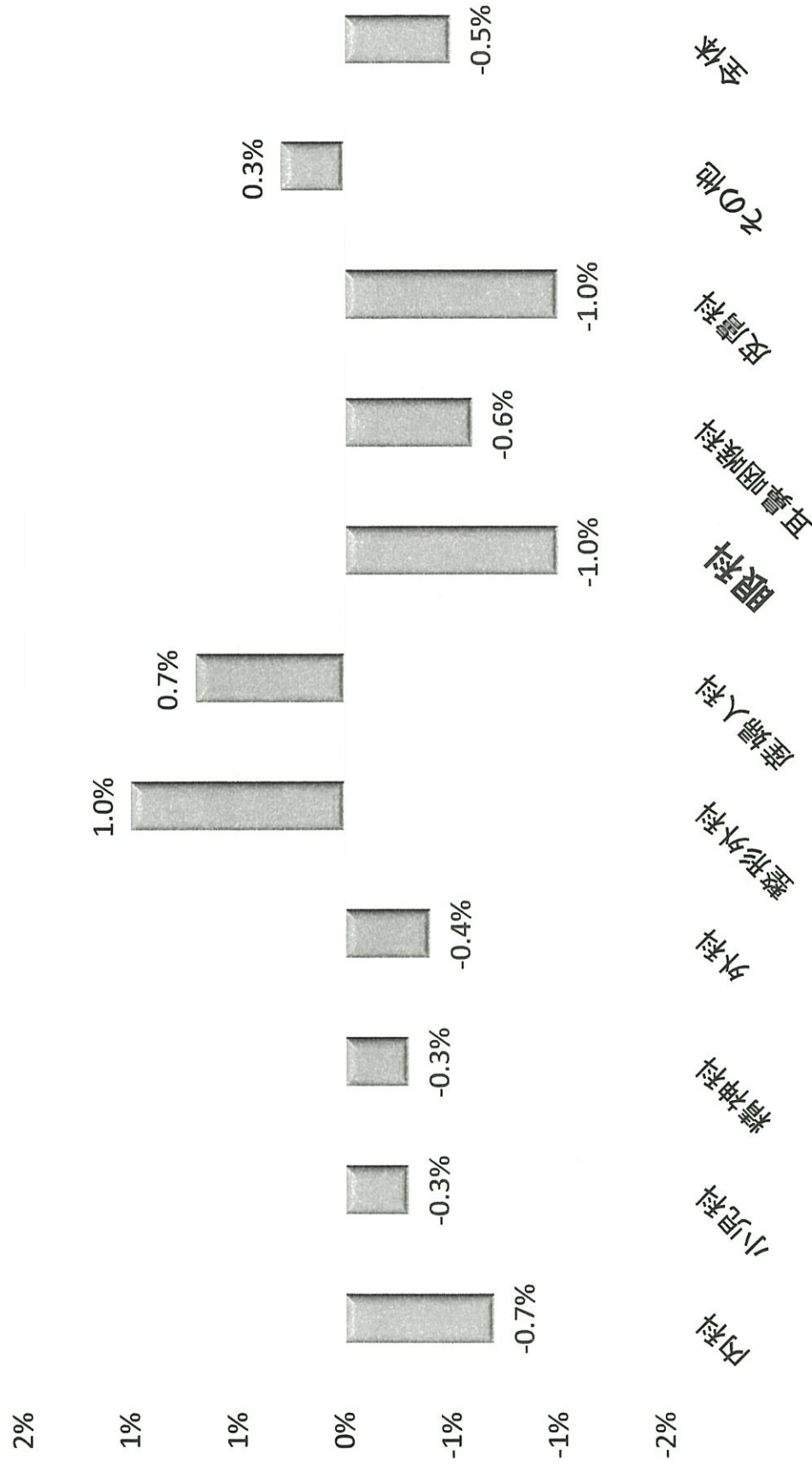


細隙灯顕微鏡



第20回医療経済実態調査 一般診療所(個人)(全体) 損益差額

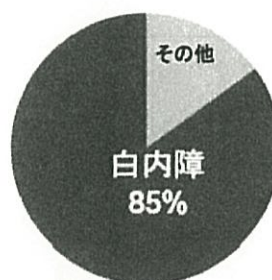
平成25年度と平成26年度損益率の比較



白内障手術は眼科医療の根幹である



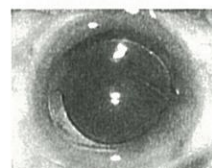
眼科総患者数に占める割合



眼科手術件数に占める割合

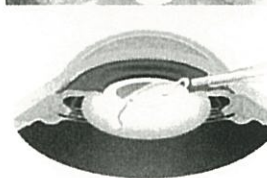
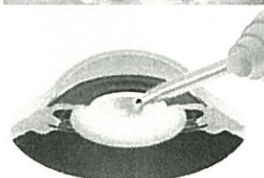
平成20年度患者調査，平成21年社会医療診療行為別調査（厚生労働省）

7



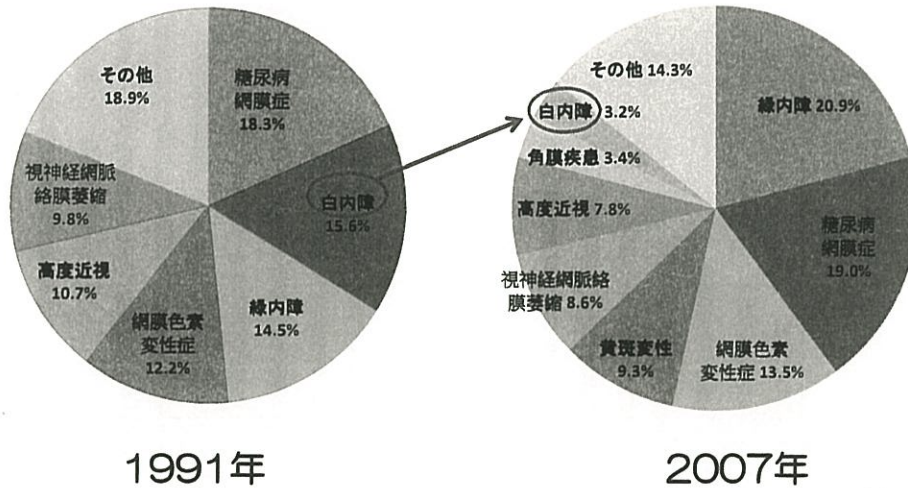
白内障の治療＝手術

水晶体超音波乳化吸引術＋眼内レンズ挿入術



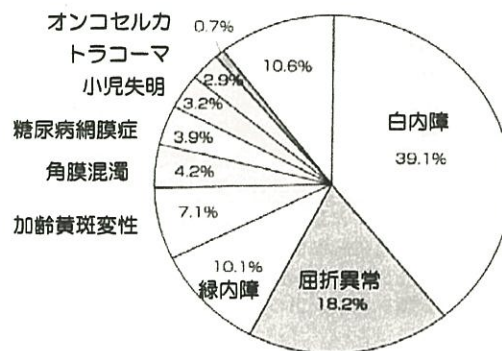
8

日本における中途失明原因
(社会的失明=矯正視力0.1以下)



11

世界における失明原因
WHO 2004



12

最近の白内障手術の特徴

1. 術式の変化

- 超音波乳化吸引術になったため、装置・器具が高額化
- ディスポ製品の使用が不可欠

2. 安全性への配慮

- 感染に対する意識の変化
- 常に最良の効果が得られる器具を用いる

→ ディスポ製品の占める割合が急増

15

ディスポ器材+眼内レンズの納入価 (白内障1件あたり)

大学病院・公立病院での納入価実態調査 2009年

1. 眼内レンズ	51,000 円
2. 超音波装置に必要な器材	26,700 円
3. 白内障手術キット	7,600 円
4. 創口作成用メス	4,800 円
5. 縫合用針糸	5,300 円
6. その他	7,100 円

納入価の平均合計	102,500 円
----------	-----------

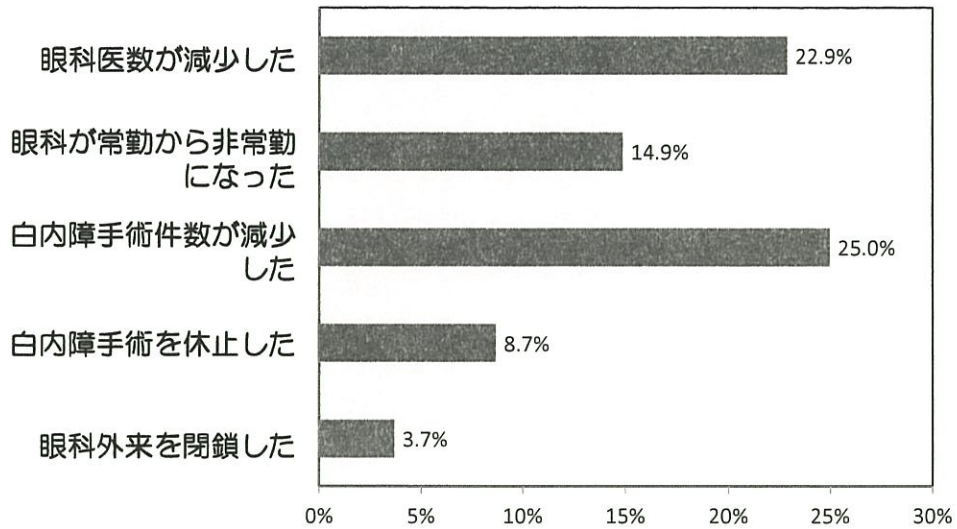


85%を占める

K282	121,000円
------	----------

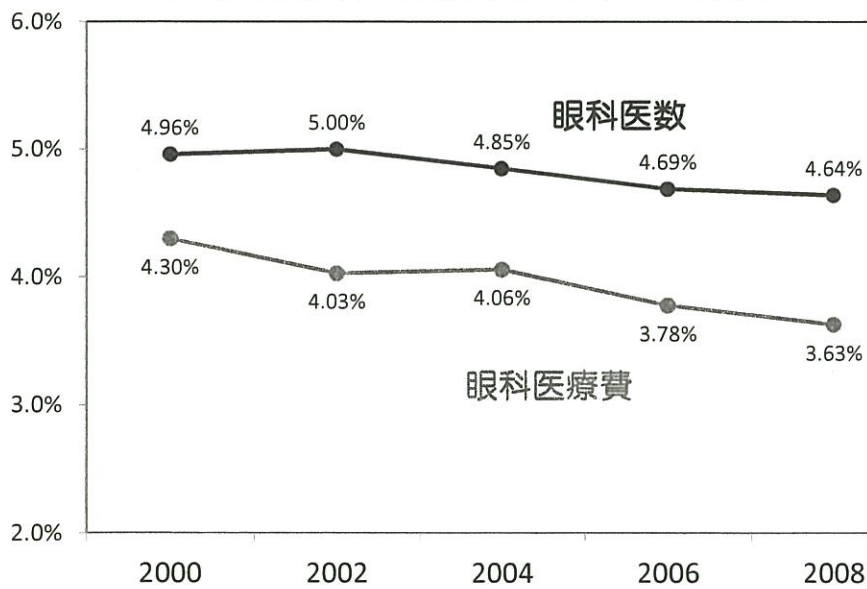
16

日本眼科医会・病院眼科調査 1,132施設, 2011年集計



19

全医師数/全医療費に占める割合

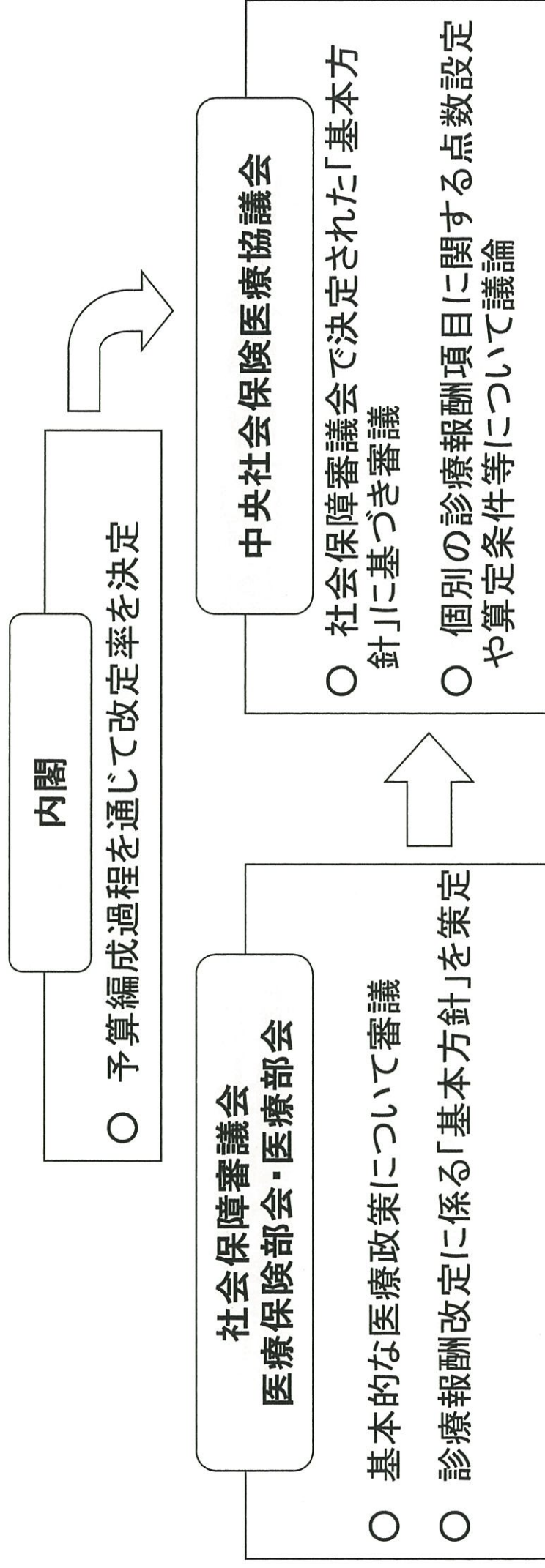


20

診療報酬改定の流れ

診療報酬改定は、

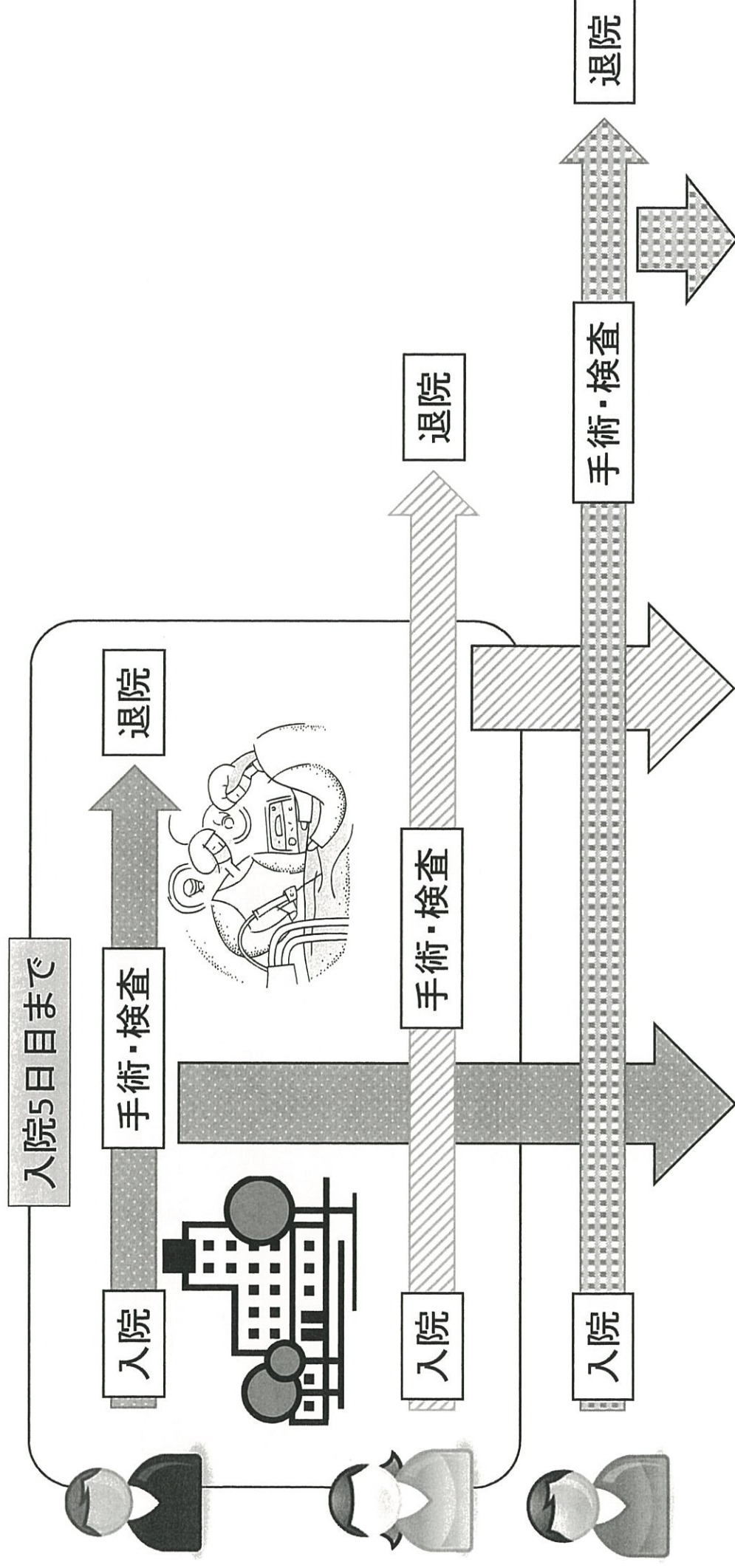
- ① 予算編成過程を通じて内閣が決定した改定率を所与の前提として、
- ② 社会保障審議会医療保険部会及び医療部会において策定された「基本方針」に基づき、
- ③ 中央社会保険医療協議会において、具体的な診療報酬点数の設定等に係る審議を行い実施されるものである。



【中央社会保険医療協議会の委員構成】

- 支払側委員と診療側委員とが保険契約の両当事者として協議し、公益委員がこの両者を調整する「三者構成」
- ① 支払側委員（保険者、被保険者の代表） 7名
 - ② 診療側委員（医師、歯科医師、薬剤師の代表） 7名
 - ③ 公益代表 6名（国会同意人事）

現在の短期滞在手術・検査(水晶体再建術)に係る算定のイメージ



入院5日目までに手術・検査が行われなかった場合は出来高(DPC病院の場合)はDPC点数表)で算定。

入院5日目までに手術・検査を行ったが、退院が6日目以降になった場合、6日目以降は出来高(DPC病院であつても出来高点数表)で算定。

入院5日以内に退院の場合
 一入院 27,093点
 (眼内レンズ挿入の場合)
 ※ 検査・手術は包括

平成27年医療経済実態調査(概要) 医療機関の損益率

平成27年11月4日公表

■有床診療所

	23年度	24年度	25年度	26年度
医療法人	5.6%	5.1%	11.4%	10.7%
個人	(22.0%)	(21.8%)	(21.0%)	(20.0%)

■無床診療所

	23年度	24年度	25年度	26年度
医療法人	5.8%	6.2%	9.2%	8.8%
個人	(29.1%)	(30.4%)	(30.6%)	(30.2%)

■歯科診療所

	23年度	24年度	25年度	26年度
医療法人	6.8%	6.7%	8.2%	8.7%
個人	(25.8%)	(25.9%)	(31.3%)	(31.3%)

■眼科診療所(有床)

	23年度	24年度	25年度	26年度
医療法人	4.6%	8.2%	35.0%	31.2%
個人	(37.9%)	(36.4%)	(27.0%)	(20.0%)

■眼科診療所(無床)

	23年度	24年度	25年度	26年度
医療法人	5.6%	7.5%	14.4%	14.0%
個人	(34.4%)	(36.4%)	(35.1%)	(34.6%)

■一般病院

	23年度	24年度	25年度	26年度
全体	▲0.9%	▲0.4%	▲1.7%	▲3.1%
医療法人	4.3%	4.4%	2.1%	2.0%
国立	▲0.5%	▲0.1%	3.3%	▲0.3%
公立	▲6.5%	▲5.8%	▲8.3%	▲11.3%

■一般病院の公立病院の新旧会計基準

	25年度	26年度
公立	▲8.5%(旧会計基準)	▲13.2%(新会計基準)
	▲8.5%(旧会計基準)	▲9.8%(旧会計基準)
全体(公立除く)	0.7%	▲0.3%

※公立病院は、平成26年度から新会計基準が適用されたため、平成25年度は旧会計基準、平成26年度は新会計基準という二つの異なる計算方式に基づく回答が提出されている。一部の公立病院(n=25)から、平成26年度について新旧両会計基準での提出があったため、その回答を集計したものである。

■保険薬局

	23年度	24年度	25年度	26年度
法人	6.3%	5.3%	9.1%	7.0%
個人	(10.6%)	(9.9%)	(12.8%)	(12.4%)

※損益率 = (医療・介護収益 - 医療・介護費用) ÷ 医療・介護収益

※法人は、個人以外の全ての主体をいう。

※個人の損益差額は、開設者の報酬のほか、建物、設備の改善を行う内部資金等に充てられる。

2. 集計結果

(1) 1施設あたりの損益状況

① 一般病院（報告書 p10-13）

(全体) 報告書 p12

(単位：千円、%)

	前々年（度）		前年（度）		金額の 伸び率
	金 額	構成比率	金 額	構成比率	
I 医業収益	3,693,585	99.9%	3,750,362	99.9%	1.5%
II 介護収益	4,397	0.1%	4,383	0.1%	▲0.3%
III 医業・介護費用	3,759,894	101.7%	3,872,528	103.1%	3.0%
IV 損益差額（I＋II－III）	▲61,912	▲1.7%	▲117,784	▲3.1%	—
施設数	816				
平均病床数	201				

(注1) 医業・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の病院の集計である。(特定機能病院等は含まない。)(以下同様)

(注2) 合計数値と内訳数値は、四捨五入の関係で合致しない場合がある。(以下同様)

(注3) 「構成比率」は、「I 医業収益」と「II 介護収益」を合算した金額に対する割合である。(以下同様)

(注4) 「全体」とは、医療法人、国公立のほか、公的（日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会）、社会保険関係法人（独立行政法人地域医療機能推進機構、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合）、個人などを含む全体である。

(医療法人) 報告書 p10

(単位：千円、%)

	前々年（度）		前年（度）		金額の 伸び率
	金 額	構成比率	金 額	構成比率	
I 医業収益	1,902,370	99.8%	1,944,130	99.9%	2.2%
II 介護収益	3,156	0.2%	2,718	0.1%	▲13.9%
III 医業・介護費用	1,865,427	97.9%	1,908,862	98.0%	2.3%
IV 損益差額（I＋II－III）	40,099	2.1%	37,987	2.0%	—
施設数	419				
平均病床数	135				

	前々年（度）		前年（度）		金額の 伸び率
	金 額	構成比率	金 額	構成比率	
I 医業収益	5,208,897	100.0%	5,281,934	100.0%	1.4%
II 介護収益	1,761	0.0%	2,241	0.0%	27.3%
III 医業・介護費用	5,528,119	106.1%	5,769,430	109.2%	4.4%
IV 損益差額（I＋II－III）	▲317,460	▲6.1%	▲485,255	▲9.2%	—
施設数	187				
平均病床数	279				

② 一般病院の公立病院の新旧会計基準（報告書 p14-15）

（注）公立病院は、平成 26 年度から新会計基準が適用されたため、平成 25 年度は旧会計基準、平成 26 年度は新会計基準という二つの異なる計算方式に基づく回答が提出されている。一部の公立病院（n=25）から、平成 26 年度について新旧両会計基準での提出があったため、その回答を集計したものである。

（公立（H25 旧基準、H26 旧基準）） 報告書 p14

（単位：千円、％）

	前々年（度）【旧基準】		前年（度）【旧基準】		金額の 伸び率
	金 額	構成比率	金 額	構成比率	
I 医業収益	7,633,668	100.0%	7,758,587	100.0%	1.6%
II 介護収益	2,527	0.0%	2,173	0.0%	▲14.0%
III 医業・介護費用	8,281,669	108.5%	8,521,047	109.8%	2.9%
IV 損益差額（I＋II－III）	▲645,474	▲8.5%	▲760,287	▲9.8%	—
施設数	25				
平均病床数	376				

（公立（H26 旧基準、H26 新基準）） 報告書 p14

（単位：千円、％）

	前年（度）【旧基準】		前年（度）【新基準】		金額の 伸び率
	金 額	構成比率	金 額	構成比率	
I 医業収益	7,758,587	100.0%	7,746,166	100.0%	▲0.2%
II 介護収益	2,173	0.0%	2,173	0.0%	0.0%
III 医業・介護費用	8,521,047	109.8%	8,768,832	113.2%	2.9%
IV 損益差額（I＋II－III）	▲760,287	▲9.8%	▲1,020,494	▲13.2%	—
施設数	25				
平均病床数	376				

④ 一般診療所（報告書 p32-35）

〔入院診療収益あり〕

（個人） 報告書 p32

（単位：千円、％）

	前々年（度）		前年（度）		金額の 伸び率
	金 額	構成比率	金 額	構成比率	
I 医業収益	215,484	98.5%	213,345	98.4%	▲1.0%
II 介護収益	3,347	1.5%	3,478	1.6%	3.9%
III 医業・介護費用	172,845	79.0%	173,445	80.0%	0.3%
IV 損益差額（I＋II－III）	45,987	21.0%	43,378	20.0%	—
施設数	30				

（注1）調査に回答した全ての医療機関等の集計である。（以下同様）

（注2）個人立の一般診療所の損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

（医療法人） 報告書 p33

（単位：千円、％）

	前々年（度）		前年（度）		金額の 伸び率
	金 額	構成比率	金 額	構成比率	
I 医業収益	352,253	96.5%	349,744	96.9%	▲0.7%
II 介護収益	12,704	3.5%	11,300	3.1%	▲11.1%
III 医業・介護費用	323,227	88.6%	322,564	89.3%	▲0.2%
IV 損益差額（I＋II－III）	41,730	11.4%	38,480	10.7%	—
施設数	56				

（全体） 報告書 p35

（単位：千円、％）

	前々年（度）		前年（度）		金額の 伸び率
	金 額	構成比率	金 額	構成比率	
I 医業収益	300,496	97.0%	297,919	97.3%	▲0.9%
II 介護収益	9,247	3.0%	8,416	2.7%	▲9.0%
III 医業・介護費用	270,018	87.2%	270,491	88.3%	0.2%
IV 損益差額（I＋II－III）	39,725	12.8%	35,844	11.7%	—
施設数	89				

（注）「全体」とは、個人、医療法人のほか、市町村立などを含む全体である。（以下同様）

〔全体（入院診療収益あり及び入院診療収益なし）〕

（個人） 報告書 p32

（単位：千円、％）

	前々年（度）		前年（度）		金額の 伸び率
	金 額	構成比率	金 額	構成比率	
I 医業収益	90,908	99.7%	90,951	99.7%	0.0%
II 介護収益	233	0.3%	251	0.3%	7.7%
III 医業・介護費用	64,000	70.2%	64,450	70.7%	0.7%
IV 損益差額（I＋II－III）	27,140	29.8%	26,752	29.3%	—
施設数	813				

（注）個人立の一般診療所の損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

（医療法人） 報告書 p33

（単位：千円、％）

	前々年（度）		前年（度）		金額の 伸び率
	金 額	構成比率	金 額	構成比率	
I 医業収益	170,605	97.7%	170,399	97.8%	▲0.1%
II 介護収益	3,949	2.3%	3,911	2.2%	▲1.0%
III 医業・介護費用	157,867	90.4%	158,471	90.9%	0.4%
IV 損益差額（I＋II－III）	16,687	9.6%	15,840	9.1%	—
施設数	772				

（全体） 報告書 p35

（単位：千円、％）

	前々年（度）		前年（度）		金額の 伸び率
	金 額	構成比率	金 額	構成比率	
I 医業収益	130,056	98.4%	129,842	98.4%	▲0.2%
II 介護収益	2,066	1.6%	2,060	1.6%	▲0.3%
III 医業・介護費用	110,846	83.9%	111,429	84.5%	0.5%
IV 損益差額（I＋II－III）	21,276	16.1%	20,473	15.5%	—
施設数	1,618				

⑥ 保険薬局（報告書 p37）

（個人） 報告書 p37

（単位：千円、％）

	前々年（度）		前年（度）		金額の 伸び率
	金 額	構成比率	金 額	構成比率	
I 収益	100,450	100.0%	100,798	100.0%	0.3%
II 介護収益	35	0.0%	35	0.0%	0.0%
III 費用	87,597	87.2%	88,344	87.6%	0.9%
IV 損益差額（I + II - III）	12,889	12.8%	12,489	12.4%	—
施設数	66				
処方せん枚数	—		12,251		—

（注1）「処方せん枚数」とは、前年（度）1年間の1施設あたりの平均処方せん枚数である。（以下同様）

（注2）個人立の保険薬局の損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

（法人） 報告書 p37

（単位：千円、％）

	前々年（度）		前年（度）		金額の 伸び率
	金 額	構成比率	金 額	構成比率	
I 収益	187,146	99.9%	185,495	99.8%	▲0.9%
II 介護収益	271	0.1%	309	0.2%	14.0%
III 費用	170,339	90.9%	172,823	93.0%	1.5%
IV 損益差額（I + II - III）	17,078	9.1%	12,981	7.0%	—
施設数	845				
処方せん枚数	—		18,901		—

（全体） 報告書 p37

（単位：千円、％）

	前々年（度）		前年（度）		金額の 伸び率
	金 額	構成比率	金 額	構成比率	
I 収益	180,865	99.9%	179,359	99.8%	▲0.8%
II 介護収益	254	0.1%	289	0.2%	13.8%
III 費用	164,344	90.7%	166,702	92.8%	1.4%
IV 損益差額（I + II - III）	16,775	9.3%	12,946	7.2%	—
施設数	911				
処方せん枚数	—		18,419		—

（注）「全体」とは、個人、法人である。

	前々年（度）		前年（度）		金額の 伸び率
	金 額	構成比率	金 額	構成比率	
I 収益	234,488	99.8%	234,390	99.8%	0.0%
II 介護収益	467	0.2%	499	0.2%	6.9%
III 費用	203,570	86.6%	206,986	88.1%	1.7%
IV 損益差額（I + II - III）	31,384	13.4%	27,903	11.9%	—
施設数	175				
処方せん枚数	—		21,320		—

② 一般診療所（報告書 p262）

（医療法人） 報告書 p262

（単位：円、％）

	前々年（度）			前年（度）			金額の 伸び率
	平均給料年 （度）額（①）	賞与（②）	①＋②	平均給料年 （度）額（①）	賞与（②）	①＋②	
院長	29,193,803	81,405	29,275,208	29,050,195	84,919	29,135,115	▲0.5%
医師	11,645,907	203,306	11,849,213	11,935,719	216,919	12,152,637	2.6%
薬剤師	7,904,065	310,760	8,214,825	7,514,269	347,513	7,861,782	▲4.3%
看護職員	3,117,689	636,891	3,754,580	3,158,416	642,777	3,801,194	1.2%
医療技術員	3,435,419	615,446	4,050,865	3,364,465	633,516	3,997,981	▲1.3%

（注）「医療技術員」とは、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士など医療に関わる専門技術員である。（以下同様）

（個人） 報告書 p262

（単位：円、％）

	前々年（度）			前年（度）			金額の 伸び率
	平均給料年 （度）額（①）	賞与（②）	①＋②	平均給料年 （度）額（①）	賞与（②）	①＋②	
院長	—	—	—	—	—	—	—
医師	10,390,383	1,593,662	11,984,045	10,353,529	1,568,139	11,921,668	▲0.5%
薬剤師	5,035,198	1,130,509	6,165,707	4,928,731	1,166,943	6,095,674	▲1.1%
看護職員	2,778,043	568,520	3,346,563	2,819,537	576,196	3,395,733	1.5%
医療技術員	3,279,902	614,742	3,894,643	3,336,960	639,489	3,976,449	2.1%

〔参考〕青色申告者の状況

1. 集計結果（1施設あたりの損益状況）

（1）一般診療所（個人）（報告書 p312）

〔入院診療収益あり〕

（単位：千円、％）

	前々年（度）		前年（度）		金額の 伸び率
	金 額	構成比率	金 額	構成比率	
I 医業収益	—	—	—	—	—
II 介護収益	—	—	—	—	—
III 医業・介護費用	—	—	—	—	—
IV 損益差額（I＋II－III）	—	—	—	—	—
施設数	0				

（注1）損益状況における数値は、四捨五入の関係で合致しない場合がある。（以下同様）

（注2）「構成比率」は、「I 医業収益」と「II 介護収益」を合算した金額に対する割合である。（以下同様）

（注3）調査に回答した全ての医療機関の集計である。（以下同様）

（注4）個人立の一般診療所の損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

〔入院診療収益なし〕

（単位：千円、％）

	前々年（度）		前年（度）		金額の 伸び率
	金 額	構成比率	金 額	構成比率	
I 医業収益	81,021	100.0%	81,753	100.0%	0.9%
II 介護収益	0	0.0%	0	0.0%	—
III 医業・介護費用	59,592	73.6%	60,278	73.7%	1.2%
IV 損益差額（I＋II－III）	21,429	26.4%	21,475	26.3%	—
施設数	19				

（注）個人立の一般診療所の損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。